

福祉系高校修学資金貸付制度 令和5年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

1 目的

この制度は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、無利子で修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

福祉系高校を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、岩手県内の介護サービスを提供する施設等において、3年間引続き介護職員等として業務に従事することで、貸付金の返還が“全額免除”になります。

2 貸付対象者

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者とする。

3 貸付内容

(1) 修学準備金 30,000 円以内（入学時の貸付けに限る：1年生のみ申請可）

※ 介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。

(2) 介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内

※ 介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

(3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

※ 福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(4) 就職準備金 200,000 円以内（卒業時の貸付けに限る）

※ 福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

4 貸付期間

福祉系高校に在学する正規の修学期間中、1年度ごとに決定額の1年分を交付します。

5 貸付金の返還免除・返還

(1) 返還免除

- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、岩手県内の介護保険サービスを提供する施設又は事業所（以下「介護保険サービス事業所」という。）において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事し、かつ、介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から3年（在職期間が1,095日以上、従事日数が540日以上）の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が全額免除になります。
- 福祉系高校を卒業後、大学や専門学校等に進学した場合、進学先の大学等を卒業後、岩手県内の介護保険サービス事業所で介護職員等として3年間引続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。

(2) 返還

福祉系高校を退学した場合や、介護福祉士の資格を取得しなかった、介護等の業務に従事しなかった又は退職したなど、返還免除の要件を達成できない場合は、原則として貸付金を全額返還していただきます。

【 「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」 への移行 】

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行ったが、岩手県内の介護保険サービス事業所以外の社会福祉施設に就職し、介護等の業務（※）に従事した場合、前述の返還免除の対象にはなりませんが、手続きにより「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することができます。

また、貸付事業を移行した後、3年間引続き介護等の業務に従事した場合は、貸付金の返還が全額免除になります。

※ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、介護職員等の業務を除いた範囲の業務（障害者施設や児童福祉施設等での介護等の業務のこと。）。

6 申請方法

貸付けを希望する方は、次の書類を在学する福祉系高校を通じて、岩手県社会福祉協議会に提出してください。

※ 別紙「手続きに必要な書類の一覧」参照

(1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-②）

※ 収入印紙（200円）の貼付が必要です。（郵便局、一部コンビニで取り扱っています。県の収入証紙ではありません。）

(2) 推薦書（第2号様式-③）

※ 在学する福祉系高校の長からの推薦が必要です。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）

(4) 申請者の住民票抄本

(5) 連帯保証人の住民票抄本

※ (4)、(5)について、戸籍抄本や住民票記載事項証明書等では受付できません。

(6) 連帯保証人の所得・課税証明書

※ 給与所得額等が記載された課税証明書を提出してください。

※ 源泉徴収票の写しや、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し等では受付できません。

(7) 日本政策金融公庫の教育ローン等、本貸付以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況が分かる書類の写し

7 連帯保証人について

次の(1)から(3)の基準をすべて満たす方を連帯保証人として申請してください。

ただし、申請者が未成年（申請時点で18歳未満）の場合は、法定代理人（親権者等）を連帯保証人として申請してください。

また、法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税課税額の多い方を連帯保証人としてください。（法定代理人が非課税の場合は、申請前に本会にご連絡ください。）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 成年の者で独立の生計を営む者(2) 借入申込時の年齢が 65 歳未満の者(3) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税が課税されているか、又はこれと同程度の収入がある者 |
|--|

※ 必要に応じて、申請書類の他に書類の提出を求めることがあります。

※ 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

8 申請期限

令和 5 年 5 月 17 日（水） ※ 期限厳守

※ 高校から当会への提出期限です。高校への提出期限は、高校の担当者にご確認ください。

9 貸付決定

貸付けを決定した場合は、福祉系高校を通じて、貸付決定通知書を送付します。

※ 審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

10 留意事項

- (1) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、他の国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併給はできません。
- (2) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併給はできます。
- (3) 必要に応じ、申請書類のほかに書類の提出を求めることがあります。

11 問合せ先

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当
TEL 019-601-7022（受付時間：9 時～17 時／土日祝休）
Mail：sisetuka@iwate-shakyo.or.jp

* メールで問合せする場合は、「@iwate-shakyo.or.jp」からのメールを受信できるよう、あらかじめ受信設定を確認願います。